

税制上の優遇措置

法人の場合

法人が北海道医療大学に対して行った寄附金につきましては、法人税法に基づき、当該事業年度の損金に算入することができます。

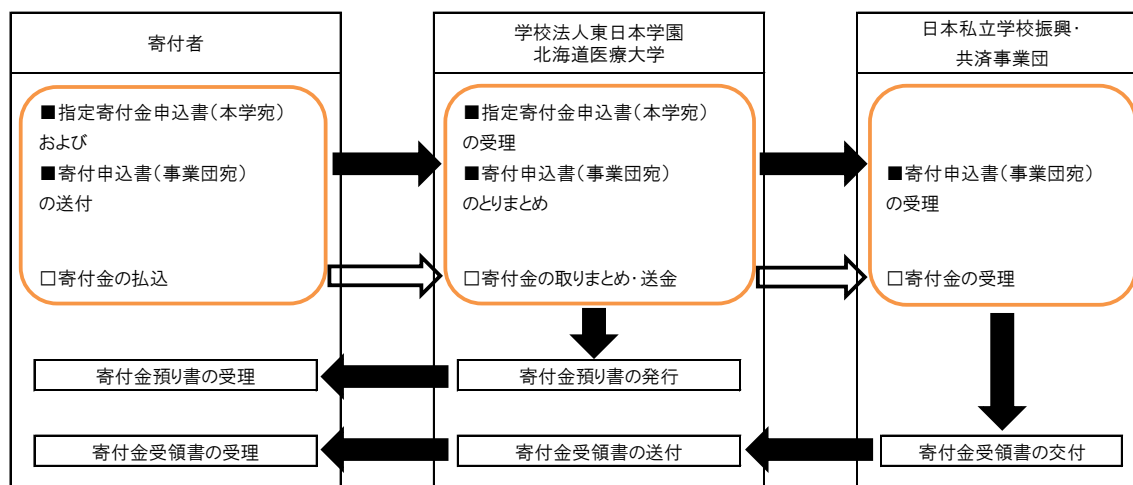
損金算入の方法には「受配者指定寄附金」と「特定公益増進法人に対する寄附」の2種類があります。

1. 受配者指定寄附金

寄附金の全額を寄附した事業年度の損金にすることができます。この税法上の優遇措置を受けるためには、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」）宛に申込手続きをする必要がありますが、事業団への諸手続きは北海道医療大学で行います。

なお、損金算入手続きには事業団発行の「寄附金受領書」が必要となります。「寄附金受領書」は、北海道医療大学を経由して寄附者にお送りいたします。

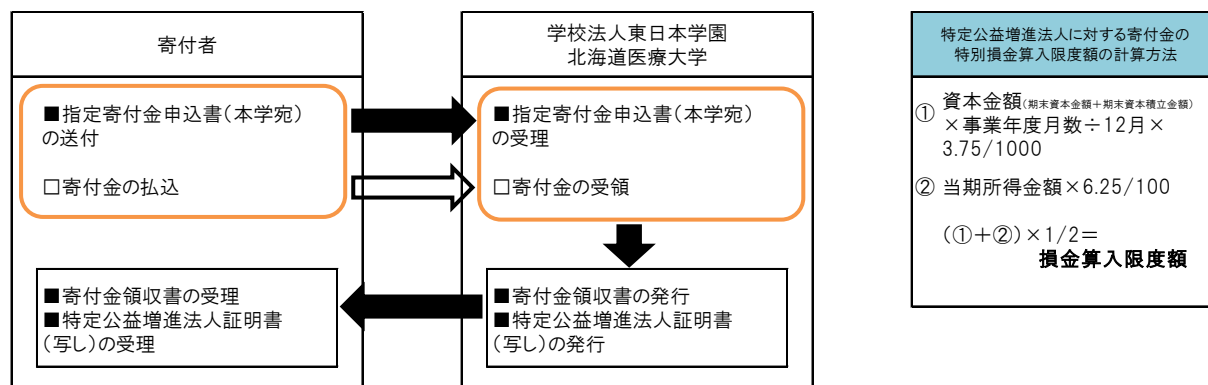
受配者指定寄附金をご希望される場合は、学术交流推進部研究推進課（Tel : 0133-23-1129 または mail : kyousui@hoku-iryo-u.ac.jp）までご一報ください。



- (1) 寄附金が本学に入金され次第、本学発行の「寄付金預り書」をお送りいたします。
- (2) 本学に入金された寄附金は、本学にて取りまとめ、事業団に送金します。(事業団への送金に数日を要します。)
- (3) 損金算入手続きに必要な事業団発行の「寄付金受領書」が本学に届き次第、寄附者にお送りいたします。

2. 特定公益増進法人に対する寄附金

法人様が北海道医療大学に寄附された場合、特定公益増進法人に対する寄附として一定の限度額までが損金に算入できます。また特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入できなかった金額は、一般の寄附金の額に含めることができます。



- (1) この寄付金による損金算入は、本学発行の領収書と文部科学省の「特定公益増進法人証明書(写)」によって手続きをすることができます。
- (2) 上記の書類は、寄付金が本学に入金され次第、お送りいたします。